

津市不妊治療費助成事業実施要綱

平成18年10月1日訓第217号

- 改正 平成20年2月29日訓第7号
平成23年2月7日訓第4号
平成24年6月21日訓第37号
平成26年3月31日訓第17号
平成26年6月30日訓第40号
平成26年10月31日訓第90号
平成27年3月30日訓第14号
平成28年3月31日訓第36号
令和2年5月25日訓第45号
令和2年9月9日訓第58号
令和3年3月12日訓第10号
廃止 令和4年3月29日訓第19号

津市不妊治療費助成事業実施要綱（平成18年津市訓第217号）は、廃止する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「不妊治療」とは、医療機関において不妊症と診断された夫婦（法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦（治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者に限る。）をいう。以下同じ。）が受ける治療行為をいう。

2 この要綱において「特定不妊治療」とは、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精をいう。

（対象者等）

第3条 助成の対象者は、不妊治療を受けた夫婦（治療期間の初日における妻

の年齢が43歳未満の夫婦に限る。)で、本市の住民基本台帳にその一方若しくは双方が記載されているもの(特定不妊治療(第6条第1項第2号に掲げる特定不妊治療に限る。第5条第4号及び第6条第2項において同じ。))にあつては、三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱(平成16年9月10日施行。以下「三重県要綱」という。))による助成と合わせて申請する者に限る。)とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、不妊治療に要する経費のうち、保険診療適用外の人工授精及び特定不妊治療(三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付要領(平成18年10月1日施行)に基づき三重県知事が指定した医療機関において治療を受けた者に限る。))に係る経費(他の地方公共団体から助成を受けた不妊治療に要する経費、食事代、室料、文書料及び凍結保存に係る経費等を除く。)とする。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる不妊治療に係る経費については、助成対象経費としないものとする。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚(人工授精にあつては、卵子又は胚)の提供
- (2) 代理母(妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠することができない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して、当該第三者が妻に代わって妊娠し、及び出産することをいう。)
- (3) 借り腹(夫婦の精子及び卵子を使用することはできるが、子宮の摘出等により、妻が妊娠することができない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻に代わって妊娠し、及び出産することをいう。)
- (4) 不妊治療を開始した日から出産(妊娠12週以降に死産に至った場合を含む。以下同じ。)する日までの期間において、特定不妊治療の助成の回数が2回目以降となるもの(三重県要綱別表のA、B、D又はEに掲げる場合に限る。)

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる不妊治療の区分に応じ、当該各号に

掲げる額とする。

- (1) 人工授精 助成対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）
 - (2) 特定不妊治療（次号に掲げる第2子以降特定不妊治療を除く。） 助成対象経費から当該不妊治療について三重県要綱により助成を受ける額を控除した額（三重県要綱別表のA、B、D又はEに掲げる場合にあっては当該額が10万円を超えるときは10万円、同表のC又はFに掲げる場合にあっては当該額が7万5,000円を超えるときは7万5,000円）
 - (3) 第2子以降特定不妊治療（三重県要綱による初回の助成を平成26年度以降に受けており、かつ、実子が1人以上いる夫婦が三重県要綱の助成上限回数を超えて受ける特定不妊治療をいう。以下同じ。） 助成対象経費（三重県要綱別表のA、B、D又はEに掲げる場合にあっては当該額が15万円を超えるときは15万円、同表のC又はFに掲げる場合にあっては当該額が7万5,000円を超えるときは7万5,000円）
- 2 前項の規定にかかわらず、特定不妊治療の助成金の額が限度額に達した場合に限り、当該特定不妊治療の助成対象経費から当該特定不妊治療について三重県要綱により助成を受ける額及び前項第2号の規定による助成金の額を控除した額のうち男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等をいう。）に係る経費の額（当該額が5万円を超えるときは、5万円）を、不妊治療を開始した日から出産する日までの期間につき1回に限り当該助成金の額に加算する。
- 3 前2項の規定により算出された助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成の回数）

第7条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる不妊治療に係る助成は、不妊治療を開始した日から出産する日までの期間ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とする。

- (1) 治療開始日（不妊治療を開始した日から出産する日までの期間における1回目の助成に係る治療期間の初日をいう。以下この条において同じ。）における妻の年齢が40歳未満の場合 通算して6回
 - (2) 治療開始日における妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合 通算して3回
- 2 前条第1項第1号及び第2号に掲げる不妊治療に係る助成をいずれも受け

た場合の助成回数は、同号に掲げる特定不妊治療に係る治療開始日における年齢を基準に決定するものとする。

- 3 前条第1項第3号に掲げる第2子以降特定不妊治療に係る助成は、三重県による三重県要綱に基づく助成を受けた回数と通算して8回を限度とする。

(助成の申請)

第8条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊治療費助成申請書（第1号様式その1又はその2）に不妊治療受診等証明書（第2号様式）、男性不妊治療受診等証明書（第2号様式の2。第6条第2項の規定による助成金の加算の申請を行う場合に限る。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出は、原則として、不妊治療が終了した日から起算して、60日以内に行うものとする。

(助成の決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を不妊治療費助成決定通知書（第3号様式）又は不妊治療費助成申請却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成決定の取消し等)

第10条 市長は、助成の決定を受けた者が偽りその他不正な行為により助成の決定を受けたと認めるときは、直ちに当該決定を取り消すものとする。この場合において、既に助成をしているときは、当該助成金の返還を命じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年10月1日から施行し、同年4月1日以後に終了した不妊治療について適用する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による対象者等の特例)

- 2 令和2年3月31日時点において妻の年齢が42歳である夫婦であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（同年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染防止の観点から不妊治療を延期したもの（同年4月1日

から令和3年3月31日までの間に不妊治療を開始する者に限る。)に係る第3条及び第7条第1項第2号の規定の適用については、第3条及び第7条第1項第2号中「43歳未満」とあるのは、「44歳未満」とする。

- 3 令和2年3月31日時点において妻の年齢が39歳である夫婦であつて、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から不妊治療を延期したもの(同年4月1日から令和3年3月31日までの間に不妊治療を開始する者に限る。)に係る第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「40歳未満」とあるのは「41歳未満」と、同項第2号中「40歳以上」とあるのは「41歳以上」とする。

附 則 (平成20年2月29日訓第7号)

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月7日訓第4号)

この訓は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日訓第37号)

(施行期日)

- 1 この訓は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市不妊治療費助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この訓の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了した不妊治療について適用し、施行日前に終了した不妊治療については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日において、本市の外国人登録原票に登録されていた者で引き続き本市の住民基本台帳に記載されているものに係る新要綱第8条の規定の適用については、当該外国人登録原票に登録されていた期間に受けた不妊治療に係る助成の回数を通算するものとする。

附 則 (平成26年3月31日訓第17号)

- 1 この訓は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の津市不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日(以下「施行日」という。)以後に初めて助成の申請を行う者(施行日前に第7条第1項第1号に掲げる不妊治療による助成を受け、かつ、施行日後に初めて同項第2号に掲げる不妊治療による助成を受ける者を除く。)について適用し、施行日前に申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月30日訓第40号)

(施行期日)

- 1 この訓は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市不妊治療費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第7条第1項第3号及び第8条第1項第1号の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後に初めて助成の申請を行う者について適用し、施行日前に申請を行った者については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第7条第2項の規定は、施行日以後に開始した男性不妊治療に係る助成金の加算の申請を行う者について適用する。

附 則（平成26年10月31日訓第90号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓第14号）

- 1 この訓は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後に初めて助成の申請を行う者について適用し、施行日前に申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日訓第36号）

- 1 この訓は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項第3号及び第8条第1項第2号の規定は、この訓の施行の日以後に初めて助成の申請を行う者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月25日訓第45号）

- 1 この訓は、令和2年5月26日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日からこの訓の施行の日の前日までに終了した附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける不妊治療に係る第9条第1項の規定による提出は、同条第2項の規定にかかわらず、同年7月24日までに行うものとする。

附 則（令和2年9月9日訓第58号）

- 1 この訓は、令和2年9月11日から施行し、改正後の附則第5項及び第6項の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日からこの訓の施行の日の前日までに終了した改正後の附則第5項又は第6項の規定の適用を受ける不妊治療に係る第9条第1項の規

定による提出は、同条第２項の規定にかかわらず、同年１１月９日までに行うものとする。

附 則（令和３年３月１２日訓第１０号）

（施行期日）

- 1 この訓は、令和３年３月１２日から施行する。ただし、第２号様式の改正規定（「㊤」を削る部分に限る。）及び第２号様式の２の改正規定（「㊤」を削る部分に限る。）は、同年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の津市不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後に不妊治療に係る助成の申請を行う者について適用し、施行日前に申請を行った者については、なお従前の例による。
- 3 令和３年１月１日から同年３月３１日までに終了した不妊治療に係る第８条第１項の規定による提出は、同条第２項の規定にかかわらず、同年５月２９日までに行うものとする。

附 則（令和４年３月２９日訓第１９号）

（施行期日）

- 1 この訓は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 治療期間の初日が令和４年３月３１日以前であり、同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に１回の治療が終了した者（三重県特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成１６年９月１０日施行）別表のＣに掲げる場合にあっては、令和４年３月３１日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植の準備のための薬品投与を同年４月１日以後に開始した者を含む。）に係る助成の対象となる経費の助成については、１回までに限り、なお従前の例による。
- 3 廃止前の津市不妊治療費助成事業実施要綱の規定により助成の決定を受けた者が、この訓の施行の日以後において偽りその他不正な行為により助成の決定を受けたと認める場合における助成金の取扱いについては、なお従前の例による。